

令和4年度（2022年度）  
入学試験監査委員会報告書

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

令和4年5月31日

学校法人東京医科大学 御中

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

委員長 岡 純

委員 寺 井 裕

委員 金 山 藍 子

## 目 次

第1	令和4年度（2022年度）本報告書について	1
1	当委員会設置の経緯等	1
2	当委員会の任務、構成、審議の経過	1
(1)	当委員会の任務	1
(2)	当委員会の構成	2
3	本報告書の前提条件	2
第2	監査事項の特定	4
第3	監査の実施方法等	5
1	監査の視点	5
(1)	採点結果の集計過程	5
(2)	入試委員会等における審議・承認過程	5
2	監査の実施方法	5
(1)	学則等及び入試委員会の議事録の写しの確認	5
(2)	ヒアリング及び実査	5
第4	検証した事実	7
1	採点結果の集計	7
2	各種会議における審議・承認過程	7
第5	監査結果	9
(1)	採点結果の集計	9
(2)	入試委員会における審議・承認過程	9
(3)	教育委員会における審議・承認過程	9
(4)	医学科教授会における審議・承認過程	10
(5)	学長による合否判定	10
(6)	合格発表	10
(7)	繰上合格	10
第6	終わりに	11

## 第1 令和4年度（2022年度）本報告書について

### 1 当委員会設置の経緯等

平成30年10月16日に制定された東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会規程（以下、委員会を「入試監査委員会」、規程を「本規程」という。）に基づき、平成31年1月28日に第一期の入試監査委員会（委員長 福島 統）（以下、「第一期委員会」という。）が設置された。第一期委員会は、初年度の平成31年度（2019年度）入試及び翌年の令和2年度（2020年度）入試に関して、それぞれ「入学試験監査委員会報告書」を東京医科大学理事会に提出し、東京医科大学により各報告書が令和元年7月8日及び令和2年10月13日に公表されている<sup>1</sup>。

入試監査委員会の委員は、公正中立の立場で医学科入学試験に関する知識等を有し、検証業務を適切に行うことができる外部有識者を学長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命し（本規程第3条第1項）、入試監査委員会の委員の任期は2年とされているところ（同条第4項）、令和3年度入試について以下「2（2）」に定める各委員が任命され、第二期の入試監査委員会（以下、「当委員会」という。）が組織された。当委員会は、令和3年度（2021年度）入試に関して「入学試験監査委員会報告書」を東京医科大学理事会に提出し、東京医科大学により当該報告書が令和3年5月27日に公表されている<sup>2</sup>。当委員会は、令和4年度入試についても引き続き検証を行った。本報告書は、当委員会が令和4年度（2022年度）入試に関してとりまとめるものである。

### 2 当委員会の任務、構成、審議の経過

#### （1）当委員会の任務

- ①本規程に基づき、令和4年度（2022年度）の医学科入学試験に関して、医学部医学科入学試験選考委員会（以下、「入試委員会」という。）、医学部医学科教育委員会（以下、「教育委員会」という。）、医学

<sup>1</sup> 令和元年7月8日付「入学試験監査委員会報告書」については、

<https://www.tokyo-med.ac.jp/univ/media/docs/9cdac5fe70d68e0f69c46ceb336f0120648ffa6f.pdf>

令和2年10月13日付「入学試験監査委員会報告書」については、

<https://www.tokyo-med.ac.jp/univ/media/docs/2020nyushikansahoukokusyo.pdf>

<sup>2</sup> 令和3年5月27日付「入学試験監査委員会報告書」については、

<https://www.tokyo-med.ac.jp/univ/media/docs/af2278431a0d5c946bf2d7540862ea0201af83b1.pdf>

部医学科教授会（以下、「医学科教授会」という。）の審議、承認過程の適正性を検証し、その結果を理事会に報告する。

- ②前項に定めるほか、医学科入学試験合格者選考が公正、公平に実施されていることを検証する。
- ③医学科入学試験における公正性を確保するために必要な事項を理事長及び学長に提言する。

## （２）当委員会の構成

本規程第３条に基づき、以下の委員が選任され、委員の互選により委員長が選任された。

委員長 岡 純 （東京家政大学名誉教授）

委員 寺井 裕 （公益社団法人国連大学協力会資産運用委員）

委員 金山 藍子（三浦法律事務所パートナー弁護士）

## ３ 本報告書の前提条件

本報告書の前提条件は以下のとおりである。

- ①本報告書は、令和４年度（２０２２年度）医学科入学試験についてあらゆる不正の有無を監査対象とするものでない。具体的には「第２ 監査事項」に記載された範囲で、「第３ 監査の実施方法」に記載の方法により監査を実施した。
- ②本報告書は、委嘱を受けた後の限られた期間において、現時点で存在している任意に提供された開示資料及び当委員会への説明に基づき行われた調査・検証の結果であり、その結果には自ずと限界がある。
- ③本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ④本報告書は、東京医科大学が令和４年度（２０２２年度）医学科入学

試験選考の公正性を検討するための基礎資料として作成されたものであり、それ以外の目的や、東京医科大学以外の者が用いることは想定されていない。

- ⑤本報告書は、東京医科大学及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断するものではない。

## 第2 監査事項の特定

当委員会の審議により、監査事項を次のとおり特定した。

- ①採点結果の集計：採点結果の入試システムへの入力で採点結果と異なる恣意的な入力が行われていないかどうか。
- ②入試委員会における審議・承認過程：入試システムに入力された採点結果と入試委員会での合否判定資料に齟齬がないか、合否判定基準に基づき合格者を選定しているか、合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策が取られているか、合格者選定名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした場合、合理的理由があるか。
- ③教育委員会における審議・承認過程：入試委員会における合否判定の過程、結果が教育委員会に正確に報告されているか、入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ④医学科教授会における審議・承認過程：教育委員会における合否判定の過程、結果が正確に医学科教授会に報告されているか、教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ⑤学長による合否判定：学長による合否判定が、医学科教授会における合否判定の結果を踏まえたものとなっているか、医学科教授会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ⑥合格発表：合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないか。
- ⑦繰上合格：繰上合格について、事前に定めた基準に基づいて行っているか、繰上合格を合格者選定名簿の成績順に行わない場合、合理的理由があるか。
- ⑧その他：上記に関連し当委員会として監査を要すると思料する事項

### 第3 監査の実施方法等

#### 1 監査の視点

監査にあたっては、採点結果の集計過程や各種会議における審議・承認の過程で恣意や作為が介在していなかったかどうかについて検証を行った。その際、次のような視点に留意した。

##### (1) 採点結果の集計過程

- ①物理的・技術的な防御がなされているか
- ②介入を心理的に困難にする措置が講じられているか
- ③万一、介入を指示された場合に断固拒めるような仕組みが構築されているか

##### (2) 入試委員会等における審議・承認過程

- ①入試委員会の委員に、受験生の親族等が含まれていないか
- ②上記集計結果が入試委員会等の審議・承認の過程で変更されていないか（変更されている場合はその理由の明示）
- ③議事録その他の記録が整備されているか
- ④記録には審議過程が明示されているか、事実に反する記載はないか、作成者・責任者の署名が明示され、責任の所在が明確になっているか

#### 2 監査の実施方法

監査の実施方法は次のとおりである。

##### (1) 学則等及び入試委員会等の議事録の写しの確認

入試委員会等の議事録、内部監査及び監事監査の結果の写しの提出を受け、内容を確認した。なお、各種資料やデータを検証するにあたっては、合格者選定名簿を除き、顧問弁護士による原本確認の行われた写しの提出を受けて確認をした。

##### (2) ヒアリング及び実査

当委員会の会議（オンラインを含む。）を開催し、顧問弁護士立会いの



もとで、アドミッションセンター職員から資料の提出を受け、不明点を聴取し、かつ、入試システムPCが設置された入試PC室のセキュリティ状況、監視カメラの設置・稼動状況、関係資料を確認検証した。

なお、全委員が会議に出席のうえで開催したほか、メールを通じた質疑や審議を行った。

## 第4 検証した事実

### 1 採点結果の集計

一般選抜、共通テスト利用選抜、推薦選抜のいずれについても採点結果の集計の現場に、内部監査室、常任監事又は顧問弁護士のいずれかが立ち会っていたこと、入試システムの導入やアクセス制限（静脈認証による入試PC室への入室可能な職員の限定、入試システムPCのセキュリティ、システムへのアクセス権限を有する職員の限定等）により物理的・技術的な防御がなされていること、本年度の入試システムPCのアクセスログにアクセス権限を有しない者によるアクセスがないことを確認した。

また、監視カメラが設置され採点結果の集計期間中稼働しており、録画データが保存され検証可能となっていること、上記のとおり入室可能な職員を限定していたことを確認した。

加えて、内部監査室及び常任監事により詳細な監査が実施されており、また、万一、介入を指示された場合には内部通報制度及び不正行為に関与した場合の懲戒等の処分に関する制度が整備・実施されている。

以上から、採点集計過程への恣意や作為介入の可能性はほぼ排除されていたものと認められる。

### 2 各種会議における審議・承認過程

東京医科大学における合格者選考の審議・決定は、①まず、入試委員会が、入学試験の集計作業の結果を踏まえて合格者選定名簿を作成したうえで合格ラインの線引きを行い、当該ラインより上位の受験者を合格者として選考し、さらに、②教育委員会で入試委員会の選考結果を医学科教授会に上程することの可否を審議・承認し、③これらを踏まえて上程された選考結果を医学科教授会が審議・承認したうえで、④学長が最終的な選考（可否判定）を行うという一連の過程を経ることとされている。

この一連の選考過程の基礎データとなるのが入試委員会が作成した合格者選定名簿であり、その作成・保存・管理・審議のいずれの過程において一切の恣意が介入していないことが重要である。

この点、当委員会は入試委員会等への立会い自体は行っていないものの、入試委員会が作成した合格者選定名簿と各委員会の審議に供された合格者選定名簿が同一であることを次の方法により検証した。

すなわち、入試委員会が作成した合格者選定名簿は、その一式が顧問弁護士により封印のうえ金庫に保存され、後日、当委員会及び顧問弁護士立会いのうえで上記各名簿の原本を開封し、各委員会の審議に供された合格者選定

名簿の内容を比較対照することとされ、当委員会の会議の場において、これらの開封及び比較対照により検証した結果、各名簿の原本間に相違は認められず、内容が一致することが確認された。

したがって、集計によって機械的に作成された合格者選定名簿が、その後の入試委員会等の各種会議の審議・承認の過程で順位が変更される等の操作が加えられた事実はないことが確認され、恣意的な加工がなされていたとは認められない。

## 第5 監査結果

以上、当委員会の検証結果を踏まえた監査結果は次のとおりである。

### (1) 採点結果の集計

- ・ 実際の採点結果を取りまとめた上で入試システムPCに入力する作業において、採点結果と異なる数値が恣意的に入力された事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、性別や高校卒業年等の属性を加味した調整が行われた事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、その他適正性に疑義のある行為が行われた事実があったとは認められない。

### (2) 入試委員会における審議・承認過程

- ・ 入試システムPCに入力されたデータが、入試委員会における合否判定資料（合格者選定名簿）となっていたと認める。
- ・ データの改ざんが行われた事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選定において、合否の判定基準に基づき、合格者を選定したと認める。
- ・ 合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策（例えば、配布資料に、性別、氏名、年齢を記載しない等）がとられていたと認める。
- ・ 合格者選定名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選定名簿において、合否の判定基準に反して、その者の成績よりも上位の者に不合格者がいるにもかかわらず合格とした事実があったとは認められない。

### (3) 教育委員会における審議・承認過程

- ・ 入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

#### (4) 医学科教授会における審議・承認過程

- ・教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

#### (5) 学長による合否判定

- ・学長による合否判定が、医学科教授会における合否判定の結果を踏まえたものであったと認める。
- ・医学科教授会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

#### (6) 合格発表

- ・合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないと認める。

#### (7) 繰上合格

- ・繰上合格を、合格者選定名簿の成績順に行わなかった事実があったとは認められない。

## 第6 終わりに

不適切な入学試験が指摘された後、入学試験に関する制度を見直し、適正な入学試験の実施に向けて学内の関係者が学内規則等に従い真摯に取り組んできたこと、また、4年度にわたり第三者から構成される入学試験監査委員会による監査を受けたこと、加えて従前の報告書について上記第1. 1のとおり公表をしてきたことは、評価されるべきものとする。当委員会の本年度の監査報告書についても、東京医科大学は公開する意向を示している。

適正な入学試験の実施への取り組みは、制度として恣意的な介入ができないことが大前提であるが、制度面については、採点結果の集計過程や各種会議における審議・承認の過程で恣意や作為が介在しないような措置が導入され、4年度にわたり着実に運用をしてきている。また、内部監査室が、入試に係る手続きに関与をするとともに、事後的にも内部監査室において監査を行い、当委員会に監査報告を提出している。内部監査室による監視機能が今後も着実に果たされることは重要であり、かかる機能を担うために必要な体制の検証と必要に応じた拡充の検討が望ましい。

また、制度面のみならず、運用する関係者の普段の努力の継続も必須であるところ、4年度にわたる入学試験監査委員会による監査を受け、外部の者による監視にさらされてきたことで、役職員にも入学試験の適正な実施の重要性については認識が広まってきていると考えられる。これまでも入学試験の適正な実施を含むコンプライアンス等の向上のための研修が実施されているが、引き続き役職員に対して継続して研修等を行うことにより、入学試験の適正な実施の重要性についての認識が浸透していくよう期待している。

令和2年4月に施行された私立学校法の改正では、私立学校における管理運営等の改善のため、監事のけん制機能の強化を含む多くの事項が改正されたが、その後も更に学校法人のガバナンスの向上に向けた法改正が提案をされ、学校法人のガバナンスをめぐる議論は活発化している。このような時代の変化・要請を踏まえ、東京医科大学としてふさわしいガバナンスの在り方を継続的に検証し、実行していくことは、理事会の責務である。今後も、大学としての説明責任を全うし、ステークホルダーへの透明性・公正性を確保する努力を続け、入学試験の適正な実施が東京医科大学で定着するよう、時代の変化に応じた見直しを行いつつ入学試験の適正な実施にむけた取り組みを継続していくことが重要である。

以 上